

# 令和8～13年度 活動計画書（案）

令和8年4月1日から令和14年3月31日まで

一本松まちづくり協議会

## 1. 事業活動方針

- ① 定期総会は年度初頭に1回行う。
- ② 役員会は年4回程度の頻度で開催し、まちづくり活動の検討および推進を図る。特定のイベント等についての検討や作業が発生する場合は、適宜追加して行う。
- ③ まちづくり検討会はまちづくりの諸課題について検討する場として、まちづくり委員全員および極力多くの会員の参加を募る。

## 2. 事業内容

- ① これまでの活動を継続する。
  - ・ 地区内の狭隘道路拡幅（セットバック）の推進を図る。
  - ・ 地区内に住民が所有する既存井戸の有効な活用方法の検討、消火設備（初期消火器具等）の設置促進等により地区内の防災設備の充実を図る。
  - ・ 防災防犯上の危険性の高い空き家を把握する。
  - ・ 建替、新築の情報収集を行い、事業者へまちづくりプランの趣旨に合う建築計画へ誘導するとともに、集合住宅においてはごみ置場の設置の調整を図る。
  - ・ 防災まちづくり計画を実現するための手法検討を行う。
- ② まちづくりに取り組んでいる他地区協議会との交流や防災施設等の先進事例視察を実施し情報収集、知識向上を図る。
- ③ 『まちづくりニュース』を定期的に発行して、住民の防災意識啓発を促進する。
- ④ 防災マップや防災無線を活用した『まち歩き（オリエンテーリング）』を企画するとともに災害時の避難方法や情報伝達の充実化を進める。
- ⑤ 防災、減災に関する『研修会』『講習会』『防災イベント』の企画、実施により住民の防災意識を高め災害時に活用できる知識や技術を習得する。
- ⑥ 地区内の道や坂道の愛称について着実に地区内への周知、理解を得るとともに有効的な表示方法を検討し、災害時におけるスムーズな避難ルートの確保など住民間の伝達力向上を図る。
- ⑦ 安全な通路確保のため私道階段等の危険個所を把握し、手摺設置等の改善方策を検討する。
- ⑧ 地震発生時に倒壊や火災延焼の可能性がある空き家について、除却や建替えを円滑に行うための専門家（建築士・不動産鑑定士等）による出前講座や総合窓口の開設の手法を検討する。
- ⑨ 地域防災拠点（一本松小学校）やいっとき避難場所（西戸部羽沢西部公園、西戸部町二丁目公園）といった防災に関連する施設を利用して、防災活動の担い手を探し、育成するためのイベントやワークショップ検討・企画し、実施する。
- ⑩ 防災公園「西戸部羽沢西部公園」を活用した防災イベントを計画、開催する。
- ⑪ 「野毛山インクルーシブ構想」を視野に、協議会として協力出来ることを協議し、まちづくりを推進していく。